

仕 様 書

1. 目 的

この仕様書は、社会福祉法人堺市社会福祉事業団（以下「派遣先」という。）が、堺市立児童発達支援センター保育士等人材派遣業務の仕様について定めるものであり、本契約の相手方である労働者派遣をする事業主（以下「派遣元」という。）は、派遣契約書に定めるもののほか、この仕様書に定めるところにより、業務を行うものとする。

2. 名 称

堺市立児童発達支援センター保育士等人材派遣業務

3. 派遣労働者の就業場所及び名称

- (1) 〒593-8301 堺市西区上野芝町2丁4番1号
堺市立第1・第2もず園
- (2) 〒592-8335 堺市西区浜寺石津町東3丁11番8号
堺市立えのきはいむ
- (3) 〒590-0137 堺市南区城山台5丁1番4号
堺市立第1・第2つぼみ園

4. 派遣期間及び派遣人員

- (1) 堺市立第1・第2もず園
平成30年4月3日から平成31年3月20日まで（就業予定日数230日） 5名
- (2) 堺市立えのきはいむ
平成30年4月3日から平成31年3月20日まで（就業予定日数230日） 4名
- (3) 堺市立第1・第2つぼみ園
平成30年4月3日から平成31年3月26日まで（就業予定日数233日） 3名

※上記派遣人員12名の内、1名以上を派遣すること。

※就業場所については、派遣先が決定するものとする。

※派遣先の短期臨時職員（アルバイト）採用状況等により、上記派遣人員の数が変動する場合がある。

※原則として業務に従事する派遣労働者は、派遣期間を通じて同一のものとする。

※派遣先の都合により、派遣期間を延長する場合がある。

5. 就業日及び就業時間

4で定めた派遣期間のうち、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び家庭療育期間（8月13日～17日、12月27日～1月3日）を除く日を就業日とする。

※行事等で日曜出勤となる日が、年に数日あり。（翌日を振替の休日とする。）

就業時間は、午前8時45分から午後5時00分まで（内休憩45分）を基本とする。

ただし、上記時間帯の内、5時間（休憩時間除く）以上も可とする。

時間外及び休日の労働を命ずることがあるため、派遣元において労働基準法に基づく時間外及び休日労働に関する協定（36協定）の締結を行い、行政官庁へ届出を行っておくこと。なお、契約締結時に届出の写しの提出を求めることがある。

6. 業務内容

児童発達支援センターにおける就学前肢体不自由児・知的障害児の保育、園児の送迎バス添乗業務、及び保護者支援

- ・食事・排泄・着脱など身辺自立援助
- ・集団での様々な遊びづくり
- ・リスク児等への個別対応
- ・保護者への連絡帳記入や電話連絡
- ・保護者の子育てへの助言
- ・保育室等の清掃、整備
- ・教材の整理、作成
- ・おたより等の作成
- ・クラス会議等への参加
- ・資質向上のための園内研修等の参加

*保育内容および配慮事項については

「堺市社会福祉事業団 児童発達支援センター業務標準マニュアル」に準拠する

7. 派遣にあたっての条件

保育士資格又は児童指導員任用資格を有し、障害児療育に熱意を持って関われるものを派遣すること

8. 派遣労働者の報告

派遣元は、従事する派遣労働者が決定したときは、すみやかに派遣先へ書面で報告すること。

9. 派遣労働者の交替

(1) 派遣元は、派遣先が業務の目的を達し得ない等の理由により派遣労働者の指導、改善、交替等を要請したときは、適切な措置を講ずること。

(2) 派遣元は、派遣労働者の事情により交替を要するときは、交替しようとする日の7日前までに派遣先に理由を通知し、承認を受けて、派遣労働者を交替すること。

10 個人情報保護

(1) 派遣元及び派遣労働者は、業務遂行中知り得た一切の事項を他に漏洩してはならない。契約が期間満了又は解除等により終了した後も同様とする。

(2) 派遣元及び派遣労働者は、人材派遣業務に係る関係法令及び堺市社会福祉事業団個人情報保護規程等の諸規程を遵守すること。

11 その他

(1) 派遣元は、契約金額（1時間あたりの単価）について、派遣労働者の労務単価、社会保険事業主負担、その他福利厚生費等、算出根拠を明示すること。なお、契約締結時に内訳の確認できる書類の提出を求めることがある。

(2) 派遣元は、業務の履行については派遣先と綿密な打合せを行い、その指示に従うこと。また、本仕様書に定めのない細目事項については、その都度、派遣先及び派遣元双方が協議して定めるものとする。